

2018年度①

小 論 文

(全 11 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文①

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

他者に依存することは、いわゆる「自立」との関係において否定的に評価されてきた。社会保障についても、それにかかるコストを削減しようとする関心から、また国家官僚制の肥大化を避けようとする関心から、人々を極力自立した状態におくべきであると語られてきた。もし「自立」という言葉が他者によって自分の生き方をあれこれ指図されないような生活条件を指すとすれば、「自立」を促していくことはたしかに社会保障の役割であろう。しかし、「自立」が「他に依存しない」状態を指す——一般にはこの意味で用いられている——とすれば、他者に依存して生きる状態は否定的に描かれることになる。

しかし、他者に依存して生きることそれ自体は避けられるべき事柄ではなく、むしろすべての生にとって基本状況とも言うべき事柄である。重要なのは、「他者に依存すること」と「他者の意思に依存すること」とを区別し、他者への依存がその意思への依存を導くことがないように、依存とそれに応える関係を社会的に制度化することである（第Ⅰ部でも言及したように、自分が制御できない他者の意思に依存する状態は「支配domination」とみなされる）。

後期高齢者の多くあるいは重度障害者や難病患者などの場合は、社会保障の役割を「自立」の促進として描くことは明らかに不適切である。それは、人々が「自立」を達成できない条件のもとでも、したがって、他者に多かれ少なかれ依存する生活条件のもとでも、他者の意思への依存を回避し、「自律」を享受することができるように機能するものでなければならない。言いかえれば、私たちの生において依存関係が避けられないからこそ「自律」が価値をもつのである。

社会保障は、各人に市民としての平等な立場を保障し、「自律」つまり特定の他者の意思に依存せずに生きることを可能にするための制度である。それは、他者の意思のもとにおかれること（潜在的な被支配の状態）に市民が抗していくための安全保障なのである。

しかしながら、「自律」はしばしば「自立」と混同され、自ら自身の就労を通じて自らの生活基盤を構築することと考えられてきた。就労による経済的自立を求めることは、見田宗介が的確に描くように、社会保障（福祉）は、労働する機会／能力のな

い人々を事後的に保護・救済するための従属的・補完的なシステムであり、基本的なシステムは、あくまでも、各人が市場における労働によって自ら（と家族の）生計を立てることであるという考え方と結びついてきた。

「福祉」という、現代の「豊かな国々」のシステムが対象とする人びとは、労働する機会のない人びとと、労働する能力のない人びとである。後者には、疾病者、心身障害者、児童と高齢者がふくまれる（医療福祉、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉。）〈労働する機会のないもの〉と〈労働する能力のないもの〉という実際上の対象規定は、現代の社会のシステムの原理上の欠落を補充するものとして、完璧に論理的である。「必要」を「需要」に翻訳するパラメーターは貨幣を所有することであるが、（特別な資産を保有するのではない限り、）労働する機会か能力の欠如は、この翻訳するパラメーターの欠如にほかならないからである。……この社会の原理的なシステムによっていったんは外部化され「排出」された矛盾の、第二次的な「手当て」であり「救済」であるという構造は、この「福祉」という領域を、基本的に傷つけられやすい vulnerable ものとしている。危機の局面にはいつも、「削減」や「節約」や「肩代わり」や「自己負担」や「合理化」の対象として議論の俎上にもせられるものとしている。〈福祉〉welfare というコンセプトが、（その原的な目的性においてではなく、）システムの矛盾を補欠するものとして、消極的な定義をしかうけていないからである。」（見田 1996、112-114 頁）

労働する能力と機会をもちうる自立的主体が、自らの労働によって自身の生活を構築することが社会的協働の核心を形づくっているという理解は、今日においても強固である。しかし、この理解は、労働する機会にアクセスすることができない人々の増大、その機会を得ても生計が成り立つ所得を得られない人々が増大している現実に見合うものではなくなっている。「就労自立」という規範をどのように見直していけばよいただろうか。

「就労自立」という規範は、政府が各種の経済政策によって雇用の機会をつくりだし、それでも労働市場から排除される者を、社会保険や社会扶助によって救済するという、いわゆる「ケインズ-ベヴァリッジ」型のシステムとして先進諸国に定着してきた（J・M・ケインズは完全雇用に向けた経済政策の発動を求め、W・H・ベヴァリッジは社会保険制度にもとづく「ナショナル・ミニマム」を提言した）。この考え方は、いまま、ワー

クフェアや積極的労働政策のアプローチに引き継がれている。しかし、就労自立を基本とするこの考え方は、経験的観点から見てもまた規範的観点から見ても深刻な行き詰まりを見せている。

まず、経験的な観点から問題を考察しよう。第一に、雇用の機会それ自体が日本を含む先進諸国では減少しつつある。これは、グローバル化にともなう生産拠点の海外移転および機械（人工知能を含む）による労働代替の昂進に起因しており、こうした環境にあっては、技能の習得が就労に結びつく保証はない。労働市場を流動化することによって、低生産性部門から高生産性部門への人々の移動を促そうとしても、後者は、半ば定義上、多くの労働力を吸収するものではなくなっている。

第二に、非正規雇用の割合の増大が示すように、かりに就労の機会にアクセスしえたとしても、その就労は、人々に生活保障の十全な構築を約束するものではなくなっている。産業構造が変わり、サービス産業化が昂進するなかでの不安定な就労は、いわば「包摂されながら排除される」（J・ヤング）という逆説的な状態、つまり、雇用されているということが逆に生活の中長期的な基盤を損なっていくような状態をもたらしている。

第三に、各種の社会保険制度は、正規雇用を前提として編成されており、雇用からの排除や非正規化は、この制度へのアクセスそのものを困難にしている（この間、非正規化が進んできたのは企業が社会保険料負担を回避する行動をとってきたためでもある）。社会保険にカバーされる職に就けない人々、あるいは自らの所得では保険料を支払えない人々は、当然この制度から締め出されることになる。

こうした条件のもとで、就労自立を促そうとしても限界に直面せざるをえないのは明らかである。再教育や職業訓練等を拡充することを通じて「就労可能性」をいくら高めても、それは安定した就労には必ずしも結びつかず、「回転ドア」現象とも呼ばれるように労働市場への復帰が一時的なものにとどまることも多い。

次いで、規範的な観点から問題をとらえてみよう。

第一に、就労自立の考え方は、自らの労働によって経済的に自立できる人々を高く評価する一方で、そうでない人々を劣ったものとみなしてきた（このことはたとえば「生産力人口」と「従属人口」というかつての用語法にもうかがえる）。この考え方は、労働と生産性という軸に沿った「生の序列化」（山森 2009）を導くが、それは、市民の間に対等な関係を築こうとする考え方とは相容れない。

第二に、その場合の就労は、労働市場での雇用を範型とするものであり、ケアワー

クなど生命の維持・再生産にかかわる活動は従属的なものとみなされてきたし、物やサービスを直接生みだすのではないさまざまな活動も社会にとって有意義なものとしては評価されてこなかった。労働を中心とする価値基準は、社会それ自体の存続にとって不可欠ではありながらも生産的ではないとみなされる活動を劣ったものとして評価してきたのである。

第三に、就労自立の規範は、労働する能力／機会をもたない人々に対する（逆向きの）ルサンチマンを惹き起こしてきた。しかも、そうした負の感情は、しばしば政治的にも動員されやすく、労働によらずに生活する人々を劣位の者とみる表象を強化してきた。

このように、今日の社会は、就労自立とそれを通じた生活保障の構築を依然として人々に求めながらも、安定した就労の機会を提供することができずにいる。それだけではなく、この規範は、市民の間に対等な関係を築いていくのとは逆方向に作用し、「二級市民」として扱われる人々を生みだしている。この規範を少なくとも相対化していくために、人々の社会的協働をどうとらえ直していけばよいだろうか。

労働は、ほとんどの人にとって社会的協働に加わる主要な活動様式として受けとめられており、まずはこの事実を踏まえておく必要があるだろう。

第一に、自らの労働を通じて社会的協働に参加することは、通常、「自己評価」(self-esteem)の基盤となっている。就労の機会から長期的に締め出されることは、たんに自らの手で生活保障を構築する機会の喪失を招くだけではなく、自らが社会にとって必要な存在なのかどうかという——自らのいわば存在意義に対する——疑念をも惹き起こす。そして、そうした「余計者かもしれない」という感覚は、社会のなかで周辺化された、孤独な境遇にあってはより痛切なものとなるだろう。

自己評価を、労働とその成果に対する評価に結びつけることにはよほど慎重でなければならぬが、社会的協働に対して何らかの活動を通じて貢献することが人々の自己評価にとってほとんど不可欠な要素であることは否定しがたい。

第二に、自らの労働を通じて社会的協働に参加することは、その協働に「ただ乗り」せず、それが求める応分の負担を引き受けるという（相互貢献という狭い意味での）「相互性」の規範によっても要請される。ロールズが、労働する能力をもつすべての市民が社会的協働にその労働を通じて参加することを強く求め、政府や社会に対して「最後の雇用主」として振る舞い、就労の機会をすべての市民に提供することを要請するのも、この「相互性」の規範を維持するためである (Rawls 1993, Introduction)。

就労自立の規範の脱中心化は、人々が社会から排除ないし周辺化されるのではなく、社会的協働にコミットしているという「自己評価」の基盤を損なわずに、しかも誰かが誰かの犠牲になっているのではないという公平性の感覚を維持する方向で展望していく必要がある。

すでに述べたように、すべての市民に就労の機会をひらくことは、今日の条件のもとでは困難である。安定した就労の機会をもつことができるかどうかは個人が制御しうる事柄ではなく、グローバル化した産業構造や賃金構造によって左右されている。

いわゆる積極的労働政策 (activation) —— リカレント教育の整備、職業訓練プログラムの拡充、個々の実情に応じた職業紹介等のサービス、キャリア・ラダー (仕事を技能に応じた複数の職階に分け、専門性と賃金を高める梯子をかけること) の導入等 —— によって就労機会へのアクセスを阻んでいる具体的な障害を取り除いていくことはもちろん大切である。しかし、この政策にしても就労の機会を保障することができないのは、それが個々人に帰せられる問題ではないからである。

実際、近年の社会保障論においても、就労機会の減少という条件を真剣に受けとめ、「完全雇用社会」 (full employment society) に代わる「完全従事社会」 (full engagement society) という構想が示されている (Williams 2007; 福士 2009)。これは、労働市場の外部で行われる多様な社会的活動、つまり、ケア提供 (育児・介護・介助) やボランティア活動、NPO や社会的企業等での仕事、あるいは時間をかけて (再) 教育や (再) 訓練を積むことなどを、人々が社会的協働に参加する活動様式の一部としてとらえ直していく —— つまり、労働だけを社会的協働を構成する唯一の活動様式とみなすのではない —— 方向性に沿ったものである。

「完全従事社会」と呼ぶかどうかは措くとして、AI (人工知能) による労働代替がこの先進んでいくことが確実に予想されるなかで、労働に限定されない活動の機会を社会がどのようにひらいていくかに関心を向けようとする点で、この構想は、有益な示唆を与えてくれる。

この構想は、第一に、ホネットのいう「業績」を評価する基準の変更を含んでいる。それによれば、たんに市場での需要の対象となるものを生産するだけでなく、人々が現に必要としながらも、市場では提供されにくいサービスや作品を提供すること、また、短期的な有用性ではない視点から見た人的資本、社会関係資本等の資本形成も社会にとって有意義な活動とみなされることになる。

第二に、この構想は、「相互性」規範に対する一定の修正をともなっている。それ

は、「相互性」の相互貢献の面を強調して、人々を労働市場での（再）雇用に向けて動員するのではなく、各人にとってそれぞれ可能な条件のもとで社会的協働に参加することを促す。社会的協働は、対称的な相互性を人々に求める必要はない。修正された相互性の観念は、就労自立をすべての人に一律に求めるのではなく、各人の生をすでに規定しているさまざまな偶然性により配慮する（そうした偶然性には、才能や心身の条件が現行の価値評価基準とどれだけ適合しているか、これまでどのような資本形成の機会にアクセスすることができてきたのか、従来いかなる職種に就くことができてきたか等々が含まれる）。

フルタイムの就労の機会をすべての市民にひらくことができない——したがってすべての市民が雇用のみを通じて十全な所得を得ることはできない——とすれば、労働の形態を多様なものにしていくとともに、それぞれの働き方に見合った、硬直的ではない生活条件の保障を構想していく必要がある（宮本 2009）。つまり、正規雇用と非正規雇用の二分法の枠組みを維持するのではなく、それぞれの生き方やライフスタイルを反映する多様な働き方があることを肯定したうえで、たとえば「補完型所得保障」（労働所得と公的な所得保障の組み合わせ）を制度化することによって、仕事や活動から得られる所得が十分ではない人々の生活条件を保障することはそうした方向性に沿っている（「補完型所得保障」の具体的制度としては児童手当や住宅手当のほか「給付型税額控除」がある）。

そして、社会的協働への貢献を労働に限定せず、多様な仕事や活動を含むものとして幅広くとらえ、そうした仕事や活動を公的に支援していくことも大切である。財を生産する活動だけが社会的協働への貢献ではない。コミュニティの維持や再生のための活動、排除や周辺化を防ぎ人々を社会につなぎとめようとする活動、さらには、国外で貧困に対処するための活動など、現に多くの人々が携わっているさまざまな活動を正当に評価し、それに従事する人々が安定した生活条件が得られるようにすることも社会保障の果たすべき役割である。

社会保障は、社会的協働からいったん排除された人々を再び包摂するというよりもむしろ、人々がそもそも社会的協働から排除されにくいようにする生活条件を構築・維持していく方向で再編される必要があるだろう。この点に関しては、セイフティネットの考え方が社会保障について考える視点を過剰に規定してきた。社会保障の制度は、事後的な保護や救済を行う制度、あるいは同じことだが、労働市場を補完する従属的な制度という観点から理解されてきた。

セイフティネットを用いた事後的な救済は、たしかに、貧困の問題には対処しうる。

それは、社会的協働から排除された人々にそれでもまともな生活をおくることのできる条件を保障しようとするからである。しかし、それは、第Ⅱ部の初めで見た不平等の問題に対しては有効に対処することはできない。というのも、それは、人々がそもそも社会的協働に参加する際の有利－不利の違いに真剣な関心を払わないからである。不利な条件のもとで参加を余儀なくされる人々は、他者との競争にあってより排除されやすい立場にたたされざるをえない。貧困の問題のみならず、不平等の問題にも対処しようとするならば、社会保障の制度は、不平等がもたらす影響に事後的に対処するだけではなく、それに前もって対応する必要があるだろう。

社会的・経済的不平等に社会保障というルートを通じてどのように対処しうるかについては、「財産所有のデモクラシー」(property owning democracy)に関するロールズの議論が有益な示唆を与えてくれる(Rawls 2001, § 41, 42)。

ロールズは、既存の福祉国家に、資源の保有における深刻な不平等を許容しながら、最低限度の保障を事後的に提供することにとどまっている、という根本的な難点を見出す。彼が指摘するように、既存の福祉国家は、人々が(人生の早い時期に)いざることのできる「生の見通し」(prospect of life)にすでに大きな格差があることには手を触れない。それは、社会的協働に参加するための確かな足場をもつことができず、それゆえ予め排除されやすい人々が存在することを許容してしまっている。そのような格差を許容するために、自己尊重の社会的基盤が損なわれ、慢性的に社会保障に依存するような社会層が再生産される、という悪循環がつくりだされてきた。

ロールズによれば、既存の福祉国家においては「社会的・経済的不平等を規制すべき相互性の原理」がはたらいっていない。それは、セイフティネットを張ることによって貧困からの救済を可能にするとしても、不平等が人々の生活とその展望に及ぼす効果を真剣には受けとめていない。ロールズが重視する不平等は「生の見通し」におけるそれであり、不利な条件のもとにおかれるがゆえに展望を自ら閉ざす——たとえば学業の継続を断念する——ことを余儀なくされるような事態こそが問題なのである。

貧困が貧困を、不平等が不平等を再生産する悪循環を断ち切っていくためには、社会保障は、事後的な保護に終始するのではなく、事前に資源(生産手段)を広く分散することによって、すべての人々が将来への希望を断念することなく社会的協働に参加しうる条件をつくりだしていかなければならない。

ロールズの構想する「財産所有のデモクラシー」は、社会的・経済的不平等を規制

し、広義の生産手段を広く分散する——教育機会へのアクセスを広範にひらくことを含む——ことによって、それが一部の人々の手に集中するのを避ける分配／再分配の制度を指している。

「財産所有のデモクラシーは、これ〔一部の階層による生産手段の独占〕を回避するが、それはいわば各期の終わりに、さほどもたざる人々に所得を再分配することによってではなく、むしろ各期のはじめに、生産用資産と人的資本（つまり教育と訓練された技能）の広く行き渡った所有を確保すること、しかも、これらすべてを公正な機会の平等を背景にして確保することによってである。その狙いは、ただたんに不測の事故や不運のために敗北した人々を手助けすることではなく（手助けしなければならないのではあるが）、むしろ、適正な程度の社会的・経済的平等を足場にして、自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべての市民をおくということである。……財産所有のデモクラシーにおいては、自由で平等な者とみなされる市民間の公正な協働システムとしての社会という観念を基本的な制度において実現することが目標である。これを行うためには、基本的な制度は、最初から、市民たちが対等な足場で十全に協働する社会構成員であるために十分な生産手段を広く市民たちの手に握らせなければならないのであり、それを少数の人々だけのものにしてしまってはならない。こうした手段には物的資本と並んで人的資本も含まれる。つまり、知識と諸制度の理解、教育を受けた諸能力、そして訓練された技能である。」(Rawls 2001, pp. 139-140 [248-249 頁]、訳文は一部変更した)

福祉国家を擁護してきた思想の根底にある問題を指摘するロールズの議論には、今後の社会保障のあり方を考えるうえで貴重な示唆が含まれている。

第一に、社会保障は、たんに事後的な保護 (protection) に終始してはならず、人々が「生の見通し」をひらき、それを広げていくことに資するような、事前の促進 (promotion) でなければならない、ということである。子どもたちが、貧困ゆえに人生の展望を早くから閉じざるをえないような状況もすでに生じているだけに、不利の世代間連鎖を断ち切ろうとするこの考え方は重要である。

第二に、資源の分散をはかり、社会的協働に参加しうる条件を保障することは、隔離や分断を回避する社会統合という観点から見ても重要である。社会的協働から排除され、事後的な保護に依存せざるをえない事態は、人々の自尊の感情を損ないやすい

だけではなく、そうした人々に対する他の市民のルサンチマンを惹き起こしやすい。社会的協働への広範な参加を促すことができれば、「怠惰な人々のための福祉」という否定的なイメージを払拭していくことにも役立つ。

第三に、このような事前の促進は、労働市場からいったん排除された人々を主な対象とする積極的労働政策とも異なる。それは、短期的視点からみて有用なスキルの習得ではなく、生涯を通じて各人のたしかな資産（拠り所）となるような人的資本の形成を促すものである。現代の社会においてその核心となるのは何よりもまず教育機会へのアクセスの保障である（「知識社会」化の趨勢を考えれば、高等教育を含む教育機会へのアクセスを無償ないしは低コストで保障することはとくに重要になる）。

「財産所有のデモクラシー」の構想は、ロールズ自身の言葉でいえば、「民主的な平等」（democratic equality）の考えにもとづくものであり（Rawls 1999, § 13）、たんに各世代に公正な競争条件を用意しようとする出発地点の平等化にとどまるものではない。それは、人々が「生涯を通じて」社会的協働から排除されないための生活条件を確保しようとする。

本書では、社会的協働という言葉も、人々が互いの活動（労働を含むがそれだけではない）を通じて結びつき、それによって生みだされる利益やそれを維持する負担を分配する関係を指すものとして用いてきた。この意味での社会的協働は、時間的に見て現世代に閉じるものでもないし、空間的に見て国境の内部に閉じるものでもないことに目をとめておきたい。

まず時間軸について見れば、社会的協働は現世代を超えて諸世代に渡るものであり、どの世代も、過去の諸世代がもたらしてくれた恩恵を享受するとともに、それが残した負の遺産を引き受けざるをえない。

人々が互いに支配-被支配の関係に立つべきではないように、諸世代もそのような関係に立つべきではない。とすれば、現世代が、将来世代が被りうる不利益を顧みることなく自分たちの利益のみを追求すること（現世代が自らを優先する「時間選好」）は、世代間の正義に反している。どの世代も時間軸上における自分たちの立場を特権化することを正当化できないからである。他者に不当な危害を与えてはならないという「消極的義務」は、空間軸においてのみならず時間軸においても妥当する。

社会的協働によって生みだされる富を将来世代のためにどれだけ貯蓄（自然資源の節約を含む）すべきかという問題は措くとして（この点についてはロールズの「貯蓄原理」をめぐる議論を参照 [Rawls 2001, § 49]）、少なくとも、重大なリスクなど「負の貯蓄」

を将来世代にのこすことを避けなければならないのは明らかである。

長期的に見れば、温暖化ガスの排出を主因とする気候変動、核エネルギーの利用による高レベル放射性廃棄物の蓄積、生物多様性を損なう生態系の破壊などは明らかに「負の貯蓄」に当たるし、より短期的に（日本の社会について）見れば、財政赤字の累積も将来世代にとって明らかな「負の貯蓄」である。社会的協働を時間軸でとらえれば、現世代はその負荷を後続世代に不当にシフトしていると見るほかはない。

現在の政治過程には将来の潜在的市民は不在であり、この不在が、現世代の自己特権化を惹き起こしやすくしている。資源の分配を現世代の観点からのみ考えることが道徳的に正当化できないとすれば、現世代は、後続世代がそれを受容できるか否かという観点に立って、自らの合理的な行動を制御する必要がある。

現在の政治過程において将来世代自身の「意思」(willing)を代表することはもちろんできないが、自らがその立場にたった場合に当の問題についてどのように考えるかというその「推論」(reasoning)を代表することは可能である（将来世代は私たちと同様の推論を行うと仮定して）。将来世代の観点に仮設的に立った場合に受容しがたい負の財を遺していくとすれば、現世代は将来世代との間に支配－被支配の関係をつくりだすことになる。

相互の活動を通じて利益や負担を分配しあう社会的協働はかなり前から一国単位に閉じるものではなく、グローバルな相互依存は日に日に深まりつつある。実際に、経済的な面での協働のあり方を規制するグローバルな制度的秩序（WTOやTRIPSなど）もすでに存在している。

そうした制度を通じて深刻な貧困が生みだされているとすれば（貧困に起因する死者は毎年1800万人に及ぶと見られている）、ポグゲが述べるように、そうした現行の制度のもとで受益している人々は、制度を介して惹き起こしている危害に責任を負っている（Pogge 2002）。私たちは、少なくとも他者に危害を与えないという「消極的義務」を負っており、このいわば最低限の義務にすら反しているとすれば、人々を極度の困窮から救うとともに、それを惹き起こしている現行の制度を是正すべき責任を免れない。

ポグゲらの試算によればグローバルな貧困の解決に要するコストは富裕諸国の総生産の1パーセント程度である。過大な負荷（undue burden）をおうことなく対処する不正義（人権の欠損）を放置するとすれば、他を顧みず内部を最適化する行動は、道徳的に要求される条件をクリアしているとは言いがたい。

もっとも、グローバルな社会的協働と国内の社会的協働とは異なってもいる。人権

の欠損が生じないようにする義務はグローバルに妥当するが、たんに深刻な貧困を回避するだけでなく、社会的・経済的不平等をも規制し、平等な地位をすべての市民に保障し合う責任は国内の社会的協働についてより強く妥当する。市民は、国内の社会的協働については、そのあり方を決めることができる制度的に保障された立場を現に占めているからである。

ロールズは、人々を有利と不利に分け隔てるのではない社会的協働のあり方を指して「共同の企て」(joint venture)と表現したが(Rawls 1999, § 1)、それは、市民が、そうした協働を、自ら自身の力でつくりだしていくことができる立場にあるからである(ロールズ自身はその協働が国内に完結するものと考えたが、協働を規制する制度は一国に閉じてはいない)。

出典：齋藤純一『不平等を考える－政治理論入門』(ちくま新書 2017年)
(出題にあたって、一部、原文を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ 筆者は「自立」と「自律」をどのように区別しているか。具体例をあげながら、500字以内で説明しなさい。(100点)

設問Ⅱ 筆者が考える「社会的協働」のあるべき形についてその理由も踏まえて説明したうえで、その中で「社会保障」が果たすべき役割について、具体例をあげつつ、1500字以内で説明しなさい。(200点)